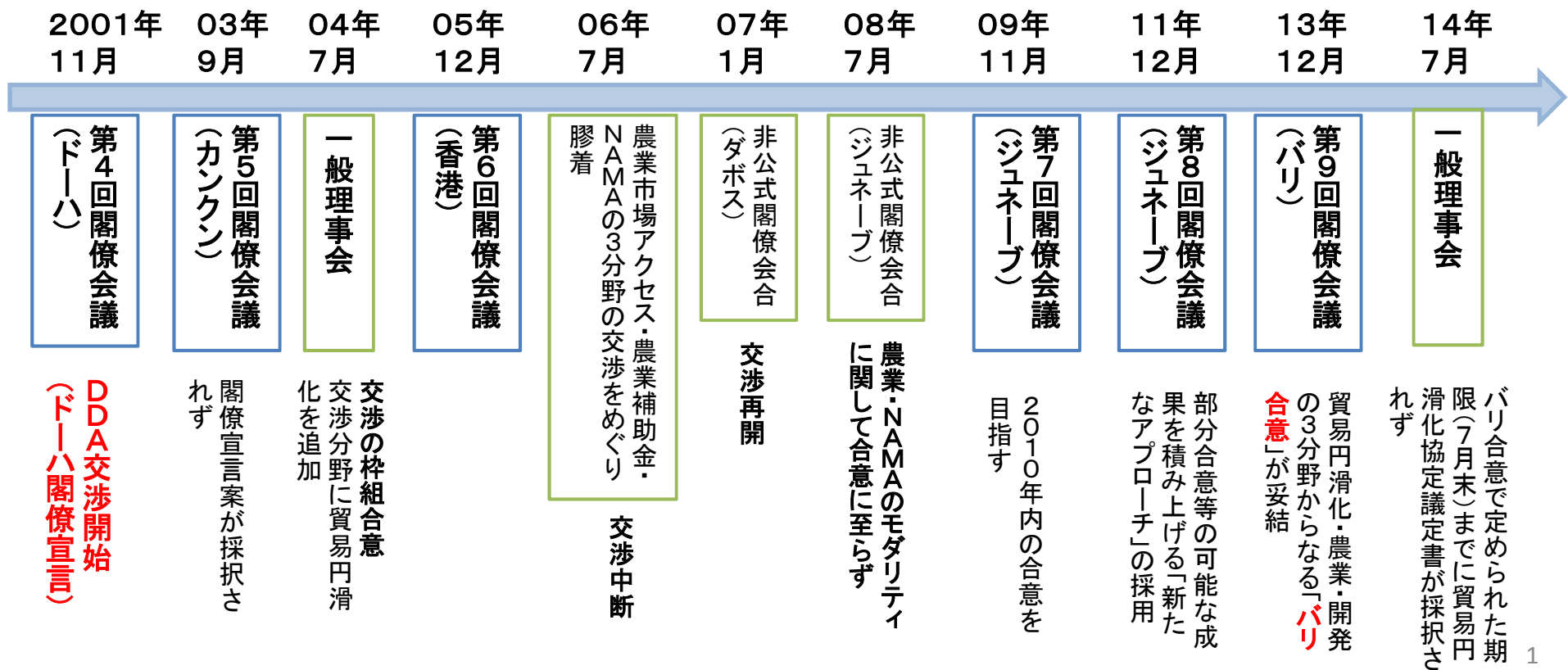


WTOとドーハ・ラウンド(DDA)交渉

WTOとは

- 第2次大戦後の我が国発展の基礎であった「GATT」を継承。
- WTOを中心とした無差別で開かれた多角的貿易体制は我が国を含む世界貿易の礎。
- 役割：
 - ①交渉を通じた貿易自由化，新たなルール作り(ラウンド交渉)
 - ②ルール遵守の確保(紛争解決制度(DS)，協定の履行監視)
 - ⇒ 保護主義傾向が強まる今日，紛争解決手続の重要性高まる。
 - 我が国も，中国・レアアース案件などでDSを積極的に活用。

ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の経緯



ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の経緯・今後の展望

ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の経緯

- DDAは8分野(注:農業, 鉱工業品, サービス, ルール, 貿易円滑化, 開発, 環境及び知的財産権)の交渉をマンデートとして2001年に開始。
- 2008年7月には妥結の一手手前までこぎ着けたが決裂。原因は, 新興国(中国, インド, ブラジル等)と米国の対立。その後, 交渉は膠着状態。
- 2011年末の第8回WTO閣僚会議では, 一括妥結は当面実現不可能であることを認め, 部分合意等を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致。

「バリ合意」

- 2013年12月の第9回WTO閣僚会議(MC9)において, ①貿易円滑化, ②農業, ③開発の3分野の部分合意及びDDAの今後の作業計画策定を内容とする「バリ合意」が妥結。
- しかし, 貿易円滑化協定議定書の採択については, 一部の国の反対によりMC9で合意された本年7月末という期限を守ることができなかった。

今後の展望・我が国の取組

今後のバリ合意の扱い

- 貿易円滑化協定議定書が7月の期限までに採択されなかったことを受け, MC9における他の閣僚決定の扱いや, DDAの取り進め方は不透明に。メンバー国間で今後協議。

マルチとバイ・プルの関係

- WTO体制を補完するEPA/FTA交渉(TPP等)への積極的取組。
- 有志国(プルー)交渉(情報技術協定(ITA拡大), 新サービス貿易協定(TiSA), 環境物品自由化交渉など)も推進。

「バリ合意」(2013年12月)の概要

貿易円滑化

- 税関手続の透明化・迅速化等を目指すものであり、先進国、途上国双方に利益をもたらす。
(世界全体で年間1兆ドルの経済効果があるとの試算もあった。)
- WTO設立以来初のマルチ協定として、発効後はWTO協定の一部となる予定であった。
- 各国が実施すべき措置を定めるセクション1及び途上国優遇に関する規定を定めるセクション2で構成。

農業

「食糧安全保障目的の公的備蓄」

- 途上国政府が食糧を貧困層に提供する際の食糧調達に伴う補助金を、農業協定の約束違反として紛争解決手続に訴えないとするもの。

「関税割当の運用改善」

- 関税割当(輸入枠)の運用について、透明性の向上と消化率の低い品目の運用改善を図る。

「輸出競争」

- 輸出補助金を最大限抑制するという政治宣言。

開発

- 後発開発途上国(LDC)への優遇措置(特惠原産地規則ガイドライン, サービス分野における優遇措置(ウェーバー)の運用, 無税無枠(DFQF)措置, 綿花問題への対応)
- 途上国配慮条項(S&D条項)のモニタリング制度。(WTO協定の中のS&D条項の実施に関する分析とレビューを行う制度を設けることにつき規定。)